

平成3年台風19号被災住宅復旧資金あっせん申請書兼融資申込書										
大館市長 小畠 元様										
平成3年 月 日										
申 請 人	住 所	〒 -		大館市役所受付窓口						
	姓 名	田中 一郎								
	(平成3年 月 日～ 年 月 日)									
	職業(勤務先)									
年 収										
私は、次のとおり台風19号被災住宅復旧資金をあっせんされたく申し込みます。										
申込	離 家 出 類	万円		積入希望日	平成3年	月	日			
内容	初期元金返済日		平成3年	月	日	返済期日	平成3年	月	日	
被 災 事 件	住宅の所在地									
被 災 状 況	住宅の被害状況									
復 旧 工 事 費										
通 住 所	〒 -									
姓 名	田中 一郎		(明・大・昭 年 月 日生)							
職 業(勤務先)										
融 資 有 望 目 次	融 資 有 望		融 資 有 望		融 資 有 望		融 資 有 望		融 資 有 望	
	大 館 市	信 用 合 作	大 館 市	信 用 合 作	大 館 市	信 用 合 作	大 館 市	信 用 合 作	大 館 市	信 用 合 作
平成3年 月 日										
銀行(組合・農協) 文店(店名) 番					大館市役所受付窓口 住所: 大館市 企機					
上記のとおり相違ないので被災を映像します。										

- ▼ 利子補給
- ▼ 貸付利息の 3・5 %相当額を補助
- ▼ 必要な書類
 - 資金融資申込書
 - (借受人と連帯保証人 1人が連署し、印鑑証明書とともに提出)

②台風19号による農作物被害が

市県民税、国保税の減免

対象となるのは次の全部に該当する人で、減免額は平成二年中の合計所得金額を基に算出し、三・四期分で実施します。

①前年に農業所得がある人

したが、被災農家には次の事項についても対応する考えです。

□市県民税、国保税の減免

対象等については、市内全世帯を対象にすでに申請を受け付けましたが、被災農家には次の事項についても対応する考えです。

被災農家に

台風19号で被災した住家は、半壊四棟のほかトタンがはがれたものなど全部で二百四十八棟。十月二十二日、市では一般個人住宅（借家、共同住宅を除く）の所有者に対する「被災住宅復旧資金融資制度」を設置し、被災者の救済にあたっています。

九月二十八日に襲来した台風19号は公共施設や農業施設、農作物に甚大な傷跡を残しました。その被害額は実に八億一千万円余り。また、住家の被災数は五百九棟でした（十月十六日現在）。台風被害への市の対応策等をお知らせします。

融資の対象は

経費20万円以上

20万円以上10万円単位と
限度額は100万円

△融資金額 の所有者

▽申し込み受け付け
平成3年11月30日まで

市内の秋田銀行、羽後銀行、
青森銀行、あけぼの銀行、み
ちのく銀行、大館信用組合、
大館市農協

罹災証明書（広域消防署で交付）または被害写真と復旧工事見積書

平年の収入金額の3割以上に
あたる人

③前年の合計所得金額が600
万円以下の人

④前年の農業所得以外の所得が
240万円以下の人

⑤市県民税、国保税の所得割が課
240万円以下の人

施設を総点検



No.10

□ 市県民税、国保税の減免

対象となるのは次の全部に該当する人で、減免額は平成二年中の合計所得金額を基に算出し、三、四期分で実施します。

予等については、市内全世帯を対象にすべてに申請を受け付けましたが、被災農家には次の事項についても対応する考えです。

植県単事業に合わせて市单独
で助成
ハウス施設、畜舎の復旧につ
いては、県単1号、2号資金
を融資（無利子・県 $\frac{1}{2}$ 、市、
農協等各 $\frac{1}{4}$ で補てん）

- ・農林業施設資金(6・05%)
- ・果樹植栽資金(6・05%)
- 果樹、農業生産施設への対策
- ・果樹については、果樹苗木改

税されている人

□ 借入金に市単独で利子補給

貸付金利が五・六%以上の制度資金を借り入れる農家を対象に、六年以内の範囲で一律〇・六%を利子補給します。

▽ 対象制度資金と金利の例

・ 災害対策資金（7・2%）

市長 リポート



施設を総点検